

# いじめ防止対策基本方針

令和5年5月

伊万里市立南波多郷学館

～児童生徒の「いのち」と「人権」を守るために～

## 1 いじめ防止等のための基本的な方向性

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童生徒が、安心して楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を確立するため、この「南波多郷学館いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- いじめを許さない学校、学級をつくり、思いやりのある子どもを育てます。
- 児童生徒、教職員の人権感覚を高め、生命を尊重する教育を推進します。
- 児童生徒、教職員共に校内における温かな人間関係を築き、すべての児童生徒に「自己有用感」と「自己肯定感」を育み、認め合う学校を創造します。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を迅速に行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 2 「いじめ」に対する基本的な考え方（いじめ防止対策推進法第2条を参照）

「いじめ」とは、本校児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。つまり悪気がなくても、あるいは善意で行ったことだとしても、その行為により相手が心身の苦痛を感じた場合は「いじめ」である。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応にあたる。

## 3 いじめ等防止のための指導体制・組織

### （1）日常の指導

#### ①全校的な取組

- ◆ 「学力」「規律」「自己有用感・自己肯定感」の定着による未然防止
- ◆ 児童生徒にかかる情報の伝達及び共有（随時）

#### ②各学級担任等、個別に関わる場合

- ◆ 日々の観察チェック（末尾【資料；いじめ等未然防止チェックリスト】）
- ◆ 「道徳」の授業や「人権・同和教育」の充実
- ◆ 学級活動を活かした学級づくり

### （2）定期の指導と取組及び体制

- ①「わたしのこころ」による児童生徒理解及び児童生徒相互の関係把握
- ②「児童生徒支援会議」（年間5回：4月、5月、9月、11月、2月）
- ③ 教育相談週間（5月、11月、1月）
- ④ いじめアンケート（6、12月）

## 4 いじめを未然に防止するために

### ◆児童生徒に対して◆

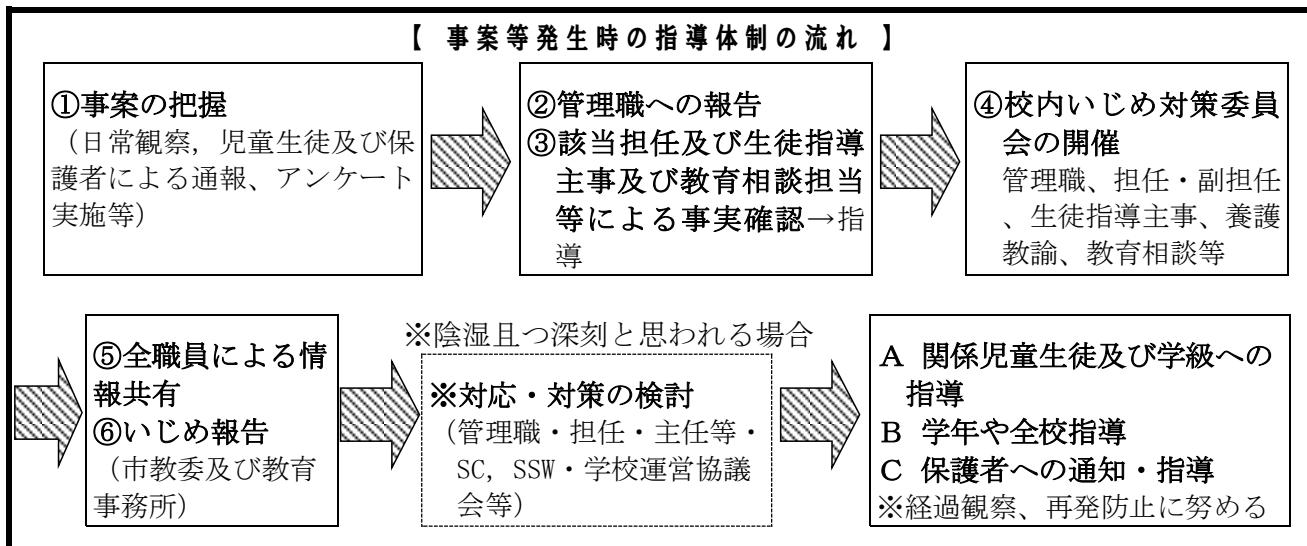
- ・ 児童生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員としての存在感を自覚できるような学級づくりを行う。また、学校・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ 児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在であり、周囲の人にも支えられているといった命の

大切さや感謝の心を道徳の時間を含めた教育活動全体を通じて育む。

- ・ 「いじめは決して許されないこと」「見て見ぬふりをすることもいじめにつながる」という認識を児童生徒が持つよう、様々な活動の中で指導していく。
- ・ 自分は悪ふざけのつもりでも、相手によっては大きな心の傷として残る人もいるということを知らせる。

### ★教職員に対して★

児童生徒一人ひとりの子どもと向き合い、信頼関係を深め、児童生徒が自分の居場所を感じ、自己有用感や自己肯定感を得られるような学級経営及び指導に努める。



## 5 いじめの早期発見の取組

### ◆児童生徒に対して◆

「いじめ」を見たら、先生方や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを理解させ、知らせることは決して悪いことではないということも併せて指導する。

### ★教職員に対して★

「いじめ」は教職員や保護者の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に覚知・認知することが重要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、保護者及び市の教育相談員やスクールカウンセラーとの連携を図りながら、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く、広く、性能よく保つよう心がける。合わせて、定期的な生活アンケート調査や個人面談、相談箱の広報・活用、児童生徒支援会議などの全職員による定期の情報交換の実施により、児童生徒からの訴えを迅速に把握する体制を整え、いじめの早期発見に努める。

## 6 いじめ事案への対応

いじめではないかと疑われる事案が発生した場合には、該当児童生徒や関係者から事実確認等を行い、いじめの可能性を少しでも覚知した時には、速やかに学校対策委員会を招集すると同時に、市及び県教育委員会と西部教育事務所への第1報を行う。そして先の委員会において、いじめであると認知した場合には、引き続き第2報（認知しない場合も）を行う。その後、必要に応じて速やかに外部の対策委員会を含めた22条委員会を組織し、事実確認等情報を共有すると共に、被害児童生徒を守り、加害児童生徒に対しては、人格・人権等教育配慮の下、毅然とした態度で指導するための方策を速やかに検討し実行する。

## 7 ネットいじめに対する対応

ゲーム機や携帯、パソコンなどを介して生じているインターネット被害等についてはその実態や様々な被害の可能性について、児童生徒に報道や事例を示しながら理解を深めさせ、未然防止に取り組む。

また、警察や専門的な機関によるネット被害防止等の情報モラル教室を育友会と連携しながら実施し、保護者も含めた啓発を行っていく。

## 8 重大事態への対応とその流れ

調査や相談箱、通報等により22条委員会を経て、重大事態であることを認知した場合には、市の教育委員会への報告と同時に、市の『いじめ問題等発生防止支援委員会』を要請する。その上で、関係機関の協力を得ながら、被害及び加害児童生徒保護者への情報（伝達）共有を含め、迅速ないじめの解消と再発防止に取り組む。そして、児童生徒が安心して教育を受けられるための学校再建に改めて着手する。（別紙：いじめ発生時の対応）

※「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- 一 いじめにより学校に在籍する児童生徒の「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身または財産に重大な被害」→○児童生徒が自殺を企図した場合  
○身体に重大な障害を負った場合  
○金品等に重大な被害を被った場合  
○精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」→ 年間30日を目安とする

ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、学校の判断により、迅速に着手することが必要である。

## 9 いじめの再発防止の取組

- ①初期対応後の再発防止に向けた事後の指導、ケアの実施
- ②複数の職員の目による観察の継続
- ③定期的な保護者との連絡・連携

を通して、いじめの解消（県の定義「一定の解決が図られた後、1ヶ月以上その後の加害・被害児童生徒の観察及び双方の児童生徒及び保護者への面談を行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態」）を徹底し、再発防止を図っていく。

## 10 職員研修

- ・ 児童生徒一人ひとりとの信頼関係を深め、児童生徒が自分の居場所を感じ、自己有用感を得られるような学級づくりのための研修の場を確保する。その際、QUテスト等を活用し実態把握を行うと共に、その情報を交換しながらより良い学級経営についての理解を深める。
- ・ 児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わえるようすべての児童生徒が「参加する」「できる」「わかる」授業づくりに努める。
- ・ 定期に学級の現在の状況や気になる子の情報収集のための児童生徒支援会議を実施し、実態を把握すると共に組織として迅速かつタイムリーに対処できるようにしておく。
- ・ 平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」や同年10月11日に文部科学大臣が決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にしながら、本校基本方針に則り、年2回のいじめ実態把握のためのアンケート調査結果に応じた研修会を実施する。

## 1.1 取組体制の点検及び評価について

上記の3～5の取組に関して、以下の項目について下記（※）の機会等に点検を行う。

- ◆ 日常の児童生徒の観察やいじめにつながる実態の早期発見に努めているか
- ◆ 児童生徒の変化や変容、気になる子の現状などについて教職員で情報交換できているか
- ◆ 学校行事や節目の時期ごとに学級の現状に合わせた経営の見直しがなされているか
- ◆ いじめ防止、発見、事実確認等について、保護者等との連携はできているか
- ◆ いじめだけでなく、気になる事案について、迅速かつ的確な対応ができているか

- ※ 教育相談や通報等で情報が寄せられ、事実確認後全体で共有する必要がある場合
- ※ 定例の職員打ち合わせ会における気になる児童生徒の情報交換会
- ※ 定例の児童生徒支援会議や職員会議における生徒指導上の情報交換会
- ※ 学級経営やいじめ防止等生徒指導上に関する研修会
- ※ 全員研究授業による個々の授業研究会

以上の点検結果を踏まえ、「1」の「いじめ防止のための基本的な姿勢」の5項目に照らして上記※の実施状況並びに結果をもとに年度末の学校評価を行い、次年度に向けた新たな取り組みの方向性を打ち出す。

尚、日頃より下記資料の点検項目による様子を把握しながら、必要な場合、記録しておく。また、気になるチェックがある場合は、保護者とも情報を共有・確認する。

